

令和8年度 介護職員初任者研修課程事業 学則

1 目 的

高齢化が進み、一人暮らしの高齢者や虚弱な高齢者世帯、寝たきりや認知症等の要介護者が増加しているがこうした人々を社会全体で支えるシステムとして、介護保険制度が施行されました。

このような福祉制度の充実により、本町における介護保険事業の人材育成と雇用促進を図るとともに、これからの福祉ニーズに対応できるような家族介護や福祉教育に役立てることを目的とする。

2 研修事業の名称

最上町社会福祉協議会介護職員初任者研修課程事業

3 実施場所

講義会場：新庄志誠館高等学校最上校 「会議室」「多目的教室」

最上町大字向町字水上 869-2 電話 0233-43-2349

最上町健康センター 「大会議室」「小会議室」

最上町大字向町 43-1 電話 0233-43-3117

高齢者総合福祉センター 「大広間」

最上町大字向町 43-1 電話 0233-43-3181

演習会場：最上町健康センター 「大会議室」「小会議室」

最上町大字向町 43-1 電話 0233-43-3117

高齢者総合福祉センター 「大広間」

最上町大字向町 43-1 電話 0233-43-3181

特別養護老人ホーム 紅梅荘

最上町大字向町 73-3 電話 0233-43-3661

4 研修期間

令和8年5月25日（月）から令和8年8月28日（金）まで

5 研修終了の認定方法

修了の認定は、研修の全科目を履修し、かつ、修了評価の結果が所定の水準を超えていると最上町社会福祉協議会長が認めた者とする。なお、修了評価の方法は次のとおりとする。

- ① 修了評価は、全科目の修了後に筆記試験により行う。
- ② 筆記試験は、100点満点とし、A（80点以上）、B（70点～79点）C（60点～69点）、D（60点未満）の4区分により評価する。実技試験及び施設実習の評価は合計で100点満点とし、A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（60点未満）の4区分により評価する。
- ③ 上記評価区分でC及びDと判断された者については、再試験を実施する。再試験の結果、B区分以上の者のみ合格とする。

6 受講資格

① 令和8年度山形県立新庄志誠館高等学校最上校第3学年福祉コース選択者のうち希望者 5名

② 入門的研修を受講済みで介護職員として活動しようとする健康で熱意のある最上町在住者及び近隣市町村在住者

7 受講手続（募集要領等）

申込期間を設定し申し込み用紙に記入する。

定員に達ししだいに締め切るものとする。

8 受講料、テキスト代、実習費等

受講料 30,000円 テキスト代7,000円

※テキスト購入時の送料は開催者負担とする。また、福祉施設の実習で指定する項目の健康診断が必要な場合、その経費及び個人にかかる経費は別途負担とする。

9 募集人員

15名（福祉コース選択者のうち希望者 5名を含む）

10 使用するテキストの名称

一般財団法人 長寿社会開発センター発行 「介護職員初任者研修テキスト」

11 補講の方法

研修を欠席の場合は補講を実施する。補講に関する費用は無償とする。

12 修了者の管理

修了者名簿を作成し知事に提出する。修了証明書を紛失した場合は、申し出により当協議会が再発行を行い手数料は無料とする。

13 課程編成責任者

最上町社会福祉協議会 事務局 阿部 竜也